

食物アレルギー等により給食の提供を受けず弁当を持参する 児童・生徒への補助について

1 給食費相当分を補助する対象者

(1) 食物アレルギーや宗教等により給食の提供を受けず、家庭から弁当を持参のうえ登校している児童・生徒として、給食費相当分を学校から保護者様へ補助します。

以下の表の「完全弁当」に該当する場合、保護者様から学校へ「完全弁当対応に関する届出書」を提出していただきます（書式は学校にございます）。なお、日によって弁当持参または一部持参の児童・生徒につきましては、対象外となります。

弁当持参の状況	保護者への支払	牛乳の提供	金額
完全弁当	あり	あり	飲用牛乳以外の食材料費
		なし	1食単価
一部持参	なし	/	なし

- ・完全弁当：牛乳以外の1食分を家庭から持参し、給食提供なし
- ・一部持参：日によって弁当持参または1食のうち主食、主菜、副菜等いずれかを持参し、それ以外は給食提供あり
- ・同じ月の中で給食の提供を受けていたが、月の途中から完全弁当対応になる場合、補助の対象は翌月分から月ごとになります。「完全弁当対応に関する届出書」を学校へ提出してください。提出期限は学校へ確認をお願いします。

(2) 区立小・中学校に在籍し、つばさ教室へ弁当持参で通室している児童・生徒を対象として給食費相当分（1食単価）を在籍校から保護者様へ補助します。保護者様から在籍校へ「完全弁当対応に関する届出書」を提出していただきます（書式は学校にございます）。

2 給食費相当分の支払について

- (1) 1食単価または飲用牛乳以外の食材料費×給食提供日の出席日数を補助します。（つばさ教室へ通室する場合は飲用牛乳含む1食単価×つばさ教室への出席日数）
- (2) 年2回程度に分けて振り込む予定です。（※学校により、振込時期は異なります。）
（例：4～9月分を10月、10～3月分を3月に振込みなど）
- (3) 完全弁当対応を希望する場合、学校へ「完全弁当対応に関する届出書」を提出ください。学校にて内容を確認のうえ、保護者様へ(1)で算出した金額を支払います。

		標準1食単価	支援分	1食単価	食材料費（飲用牛乳を除く）（※）
小学校	低学年(1・2年生)	235円	57円	292円	1食単価から飲用牛乳の購入価格を除いた金額
	中学年(3・4年生)	255円	57円	312円	
	高学年(5・6年生)	280円	57円	337円	
中学校		320円	73円	393円	

※飲用牛乳の購入価格は5月中旬頃に決まる予定ですので、決まり次第学校からお知らせします。（参考：令和6年度牛乳の購入価格は67円（税込））

※みらい学園、つばさ教室では牛乳の提供はありません。